

○多治見市三の倉センターにおける許可業者等の洗車場使用に係る実費負担に関する要綱

平成15年3月24日告示第35号

改正

平成17年11月7日告示第250号

平成27年8月5日告示第240号の2

多治見市三の倉センターにおける許可業者等の洗車場使用に係る実費負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市三の倉センター（以下「センター」という。）における許可業者又は委託業者（以下「許可業者等」という。）の洗車場の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「許可業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けた者をいう。

2 この要綱において、「委託業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1号により多治見市から委託（非常災害時における多治見市から委託を受けた者による委託を含む。）を受けた者をいう。

(実費負担)

第3条 許可業者等がセンターの洗車場を使用する場合は、20分以内の使用を1回とし、1回につき320円を納入しなければならない。

(手続)

第4条 許可業者等がセンターの洗車場を使用する場合は、事前に計量棟で承諾を得なければならない。

2 前条の規定に基づく実費負担の額は、洗車場の使用後に徴収するものとする。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月7日告示第250号）

この告示は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成27年8月5日告示第240号の2）

この告示は、平成27年8月6日から施行する。